

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人から平成21年12月8日付けで提起された熊本県[]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）の平成21年11月25日付け[]第[]号の生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした本件処分は、これを取り消す。

理 由

1 審査請求人の主張

審査請求人（以下「請求人」という。）の請求の趣旨は、生活保護申請に対する却下処分の取消しを求めるもので、その理由は、

「却下の理由が『稼働能力の活用が図られるため』とあるが、申請理由は勤めている会社の給料未払いにより所持金が全くなり、生活が困難になった為であり、稼働能力の有無による却下は不当である。

食費、家賃、電気代等の生活費、交通費がない為、現在の仕事を継続する事も新たに就職活動をする事も不可能である。

空腹と寒さに耐えるのももう限界です。」としている。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由として、

「(中略) 請求人は、『[]株式会社 ([]、給料未払い状態の事業所)』へ通勤していたこと、平成21年6月まで[]温泉『旅館[] ([])』に就労していたこと、平成21年6月の離職理由が事業主との意見のくい違い(中略)であることから、リサイクル業や接客業における稼働能力を有しているものと認められる。また、請求人は普通自動車運転免許証を所持していること、就労に影響する傷病はなしとの申し出をしていること、年齢、就労歴等から考えると、前述した2業種のほかにも広い業種

において、稼働能力を有するものと認められる。」

「(中略) 請求人は保護開始申請後も、『XXXXXXXXXX株式会社』に通勤していたことから、一見『稼働能力を活用する意思』を有しているともみえる。

しかし、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第1条及び第4条の趣旨から、請求人が給料支払いの見通しが立たない仕事に従事すること(平成21年11月19日、文書照会に対するXXXX労働基準監督署からの電話回答)は法の予定する『稼働』には該当しないことから、請求人が『XXXXXXXXXX株式会社』に就労していることをもって、請求人に『稼働能力を活用する意思』が有るとは認められない。

また、請求人には扶養家族がなく、養育及び介護等の就労阻害要件はないことから、処分庁は請求人に対し次のとおり就労に関する支援を実施したが、請求人の対応は次のとおりであった。

(ア) XXXX公共職業安定所長からの平成21年11月19日付け調査回答書によると、給料未払い事業所に採用後の平成21年9月1日以降は、求職活動の実績なし。XXXX公共職業安定所長からの平成21年11月18日付け調査回答書においても同回答。

(イ) 未払い給料の支払い時期及び会社経営の見通しは立っていないとされているにもかかわらず、請求人は、給料支払いの確約がない事業所へ通勤し続けていた(平成21年11月19日、文書照会に対する菊池労働基準監督署からの電話回答)。

(ウ) 請求人は、所持金がなく公共職業安定所に行くことができないと述べ、公共職業安定所における求職活動を行っていない。

(エ) 請求人は、職員が紹介した『くまもと若者サポートステーション』に連絡をしなかった。

このうち、(ウ)については、請求人の就労活動を阻害する事実のようにも考えられる。

しかし、処分庁においては、請求人の所持金が少額であることに配慮し、請求人に対して『くまもと若者サポートステーション』を紹介し、かつ、請求人が同ステーションに連絡すれば直ちに支援を実施してもらえるよう同ステーションに依頼していること、同ステーションにおいては家庭訪問を県内一円において実施し、公共職業安定所への同行訪問も実施していることから、請求人が主張している『新たに就職活動をする事も不可能』とは認められない。

したがって、これら(ア)から(エ)の事情を踏まえると、処分庁としては、請求人は、特段の就労を阻害する事実がないにもかかわらず、就労

へ向けた努力をしていない、つまり就労する意思がないと認定せざるを得ないものである。」

「就労に関する指導時において、求人情報誌（平成21年11月16日、**〇〇**公共職業安定所発行、**〇〇**にも設置）には、請求人が経験したことがある旅館フロント業4社が掲載されていたほか、職員からも第2回面接時にインターネット求人情報サービスに掲載されていた求人情報6件を提供している。

また、次の（ア）、（イ）及び（ウ）からも、就労の場がなかったとはいえない状況であった。

（ア）前職に就職した時期は、平成20年12月（現在の有効求人倍率との差0.05倍）であり、既に雇用情勢が悪化している情勢においても、就労の場を得る能力を有していた。

（イ）請求人は、公共職業安定所への同行が可能な『くまもと若者サポートステーション』の就労支援を利用することにより、専門職の就労支援のもとでの就労の場を得ることが可能であった。

（ウ）請求人は、養育及び介護等の就労阻害要件がないこと及び住み込み就労経験があること等から、**〇〇**周辺の就労の場以外にも広範囲に確保の可能性があった。

このような状況において、請求人が、真摯に求職活動を行ったうえで最低生活を維持できる収入を得られる職を得られなかったというならば、『稼働能力を活用できる場』がなかったといえよう。しかしながら、法第1条及び第4条の趣旨から、本件のように、請求人が、求職活動に向けた努力を怠っている状況においてまで、『稼働能力を活用できる場』がなかったとは認められない。」

「以上により、処分庁としては、請求人の稼働能力の活用が図られていないと判断し、本件処分の結論に至ったものである。」

「よって、本件処分は、法令に基づき適切に行われたものであり、本件審査請求の理由は認められない。」としている。

3 審査庁の判断

(1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

ア 平成21年11月2日、請求人は「2ヶ月分の給料未払い」を理由として**〇〇**に生活保護申請書を提出し、同月6日に処分庁に受理された。

イ 平成21年11月12日、処分庁の職員は、「くまもと若者サポートス

ション」に電話をし、県内一円の相談に応じていること及び40歳代前半まで支援可能であることを確認した。

- ウ 同日、処分庁の職員は、請求人宅を訪問して、請求人と面接を行った。その際、同庁の職員は、請求人に求職活動を行うよう助言し、併せて「くまもと若者サポートステーション」の紹介を行った。
- エ 平成21年11月13日、請求人が処分庁を訪れたので、同庁の職員は請求人と面接を行った。その際、同庁の職員は、求職活動を行うよう助言し、併せて「くまもと若者サポートステーション」の紹介を再度行った。また、「ハローワーク・インターネットサービス」から検索した求人情報を6件紹介した。
- オ 同日、請求人は、 公共職業安定所を訪問し、相談を行った。
- カ 平成21年11月18日、処分庁の職員が、「くまもと若者サポートステーション」主催の「若者の就労支援セミナー」に出席し、その際、同ステーションの職員と面接し、請求人から相談があった場合の支援の依頼を行った。
- キ 平成21年11月25日、処分庁は、 第 号により保護申請却下を決定し、同月27日、請求人に対して保護申請却下通知書を手渡した。

(2) 判断

本件審査請求は、処分庁が稼働能力の不活用を理由として保護申請を却下したことに對して、これを不服として審査請求に及んだものである。

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第4は、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と規定し、その具体的な判断基準は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第4に示されている。

これによると、

- 「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する

意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることが出来るか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることが出来るか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」

とされている。

さらに、局長通知第11の1の(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして申請を却下すること。」とされている。

以上の規定や判断基準をもとに、本件処分が適当であったか否かについて検討を行うものとする。

① 稼働能力があるか否かについて

請求人は、審査請求提起時において「**株式会社**」に通勤していること、また、就労に影響する傷病は無しと申し出ていること、さらに、同社就職以前の平成21年6月まで就労を行っていたことから、稼働能力は有しているものと判断できる。

② 稼働能力を活用する意思があるか否かについて

処分庁は、請求人が給料支払いの見通しが立たない仕事に従事することは法の予定する「稼働」には該当しないことから、請求人が「**株式会社**」に就労していることをもって、請求人に稼働能力を活用する意思があるとは認められず、また、弁明書記載の事実により、請求人は、特段の就労を阻害する事実がないにもかかわらず、就労へ向けた努力をしていない、つまり就労する意思がないと認定せざるを得ないものであるとしている。

しかし、処分庁は、弁明書において、請求人が「**株式会社**」

株式会社」に採用後の平成21年9月1日以降は、求職活動の実績なしとしているが、前記(1)認定事実のとおり、請求人は平成21年11月13日に公共職業安定所を訪問し、相談を行っていることから、求職活動の実績なしと断定することはできず、処分庁が主張している事実だけをもって、「稼働能力を活用する意思」がないと認定することはできないと解するのが妥当である。

よって、請求人に稼働能力を活用する意思がないと結論づけることはできない。

③ 実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かについて

処分庁は、弁明書記載の事実により、就労の場がなかったとはいえない状況であり、また、請求人が求職活動に向けた努力を怠っているとして、そのような状況においてまで、「稼働能力を活用できる場」がなかったとは認められないとしている。

しかし、公共職業安定所における平成21年11月の有効求人倍率が0.49と低い水準に留まっていることを考慮すれば、稼働能力があり、稼働能力を活用する意思があったとしても、求職活動が直ちに就職に結びつくとは断定できず、新たな職場に採用されるまでには、時間を要する可能性があることは、容易に推測できたはずである。

その場合、処分庁は、請求人に全てを任せて活動させるのではなく、就労に結びつくための支援として、公共職業安定所への同行訪問を行う等の必要かつ具体的な支援を行うべきである。

また、処分庁は、請求人に「くまもと若者サポートステーション」を紹介し、同ステーションに連絡すれば直ちに支援を実施してもらえるよう同ステーションに依頼を行っていると主張しているが、請求人に自ら求職活動を行うよう伝えているだけで、処分庁が請求人の就労に結びつくための必要かつ具体的な支援を行ったという事実は、認めることができない。

就労の場を得ることができるか否かについては、必要かつ具体的な支援を行い、一定の期間を置いたうえで判断すべきであり、必要とされる支援を十分に行わないまま申請から1ヶ月も経過していない段階で稼働能力を活用できる場がなかったとは認められないと結論づけるのは拙速にすぎると考えられる。

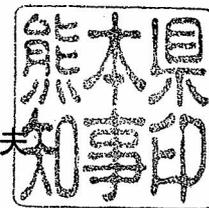
よって、請求人が就労の場を得ることができなかつたとは認められないとする処分庁の主張は採用することができない。

したがって、以上②及び③により、処分庁は、請求人の稼働能力を活

用する意思及び稼働能力を活用する就労の場の検討を十分に行っておらず、さらに、請求人の求職活動に対する十分な支援を行わないまま、稼働能力を活用していないとの判断に至っており、判断の根拠となる事実の積み重ねが不十分であることから、不当な処分であったと認められる。以上、本件処分を違法とする請求人の本件審査請求は、理由がある。よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年3月25日

熊本県知事 蒲島郁夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）本件処分の取消しの訴えを、又は熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴え又はこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。